

市民社会・社会関係資本・市民文化

－近代のプロジェクト？－

村上 俊介

ここ10年間、社会関係資本についての多くの研究が蓄積されてきている。1993年のロバート・パットナム“Making Democracy Work”が多くの読者を得て版を重ねており、それは単に知的関心の域にとどまらず、例えば1998年には世界銀行SCI (Social Capital Initiative) グループは開発援助の指針としてこの概念を中心に据えた議論を広く提起し、あるいは2002年ドイツでは連邦議会調査委員会「市民参加の将来」が、国内の自発的参加型社会構築のために、この概念を軸に据えている。

その場合、社会関係資本の考察が同時に「市民社会」概念と相即不離のものとして扱われていることに注意したい。世銀SCIは社会開発のための5つの行動提起の中に、「世銀プログラムが現存するポジティブな社会関係資本を弱めることなく、強化の必要な地域を確定」あるいは「現存の社会関係資本、特に人々のアソシエーションや組織とともに、プロジェクトの設計と実施を行う。これは受益者ターゲット設定を改善し、プロジェクト・コストを削減し、持続性を高め、これら組織強化を通じた市民社会強化の可能性を持つ」(World Bank(1998), p.5, 宮川公男・大守隆(2004), p.37)と述べ、社会関係資本の強化と市民社会の強化はほぼ同意語として用いられている。

またドイツ社会民主党シュレーダー首相政権下での連邦議会アンケート委員会「市民参加の将来」では、市民参加による活発な市民社会の形成を目指し、それは同時に「市民は連帯、帰属性、相互信頼の環境を創り出す。要するに市民はわれわれが今日“社会資本”と呼ぶものを維持し増加させる。すなわちそれは一つの社会のメンバー間の結びつきであり理解であり、共同で分け持つ規則、規範、価値の信頼性であり、そしてもちろん国家制度への信頼である」(Bürsch(2002), S.8)と述べ、ここでも市民社会の活性化は社会関係資本の形成と相即不離のものと考えられている。

もちろん、この場合、「市民社会」概念そのものについて、その妥当性を議論する余地はあろう。そうであればまた、社会関係資本についてもその内容について

検討しうるし、かつしなければならぬ。だがそこに踏み込む前に、市民社会の活性化あるいは強化と社会関係資本形成が密接不可分のものとして捉えられていることをまず認識しておきたい。

さらに市民社会＝社会関係資本概念は、具体的には「協会、団体、教会、慈善あるいはその他の公益組織における活動と並んで、自発的エージェント、宿泊施設提供運動、あるいは給餌運動、自助グループ、隣人関係の活動、交換サークルにおける協力などを含む。さらに市民イニシアティブ、NGO、国民発案、あるいはその他の直接民主主義的な市民参加の形態における政治的参加、また政党や組合における活動、自発的サービス活動。とりわけ公益的目標を持った企業や財団の公益指向の活動」(ebd., S.7-8)として理解されている。この場合同時に、市民社会＝社会関係資本は、こうした具体的な関係性の中にある諸主体の間において共有される価値・規範すなわち市民文化によって、規定されるという構図になっている。以下では、この市民社会＝社会関係資本＝市民文化という関連性を前提としながら、ともすれば曖昧になりがちな社会関係資本概念について、考察していきたい。

1. 市民社会－社会関係資本

社会関係資本概念に関しては、その曖昧さを克服するために多くの論者によって多様に定義づけられてきているが、その内容以前に、ある集団的特性としての社会関係資本に対して、個人がアクセス可能性を前提としつつ、個人にとってそれが有利ないし不利に作用するかどうかという観点と、もう一つは、社会関係資本が社会そのもののにとって有利ないし不利に作用するかどうかという観点に分けられるように思われる。コールマンとパットナムをそれぞれの代表例として区別した坂田正三氏の言葉を借りれば、「コールマンにおいて社会関係資本は個人に帰属するものであり、小規模のネットワーク内における協調行動から得られる個人の潜在的な利益がその議論の焦点である。対してパットナムは、社会関係資本を個人の行動を説明する概念ではなく、「市民社会度」(civicness)という社会の有り様の尺度と捉えているのである」(坂田正三(200)、14頁)ということになる。

もっとも、同様の視点で社会関係資本へのアプローチを区分するオstromとアーンは、パットナムとコールマンの方法的視点をそれほど明確に分けてはいない。彼らは、一方で「有利な人的ネットワークへの個人のアクセス」として、また「まずは個人に属し、主に潜在的な助力者との関係を表す何か」として捉える「最小限主義的方向」と、他方で「より大きな尺度で、民主主義的な統治運営の調査にこの概念の適用可能性を広げた」パットナムに代表される「拡大主義的方向」に区分するものの、コールマンはその両アプローチの中間に位置づけている (cf. Ostrom, Elinor u. Ahn Toh-Kyeong (2002))。彼らによれば、「社会関係資本の様々な形態－

信頼や規範—をテーマとするコールマンのやり方は、社会資本の元々の狭いとらえ方と近年の広いとらえ方の間の橋渡しをしようと試みていることを示している。」(Ostrom, Elinor u. Ahn Toh-Kyeong(2002), S.40.)

確かに彼らの引用するコールマンの次のような発言は、彼らの指摘を裏づけているように見える。すなわち「社会関係資本はすべてひとつの社会構造のいくつかの側面から成り立ち、社会関係資本はその構造の中にいる諸個人のある行為を促す。他の形態の資本と同じように、社会資本は生産的で、それなしでは達成し得ないような目的の達成を可能にする」(Coleman(1990), P.302. 久慈利武監訳475頁)。しかし、彼が事例として掲げる社会関係資本とは、たとえばニューヨークのダイヤモンド卸市場における姻戚関係で結ばれたユダヤ系のネットワーク、韓国の急進的學生運動における同郷・同窓・同宗教ネットワーク、エルサレムにおける他人の子供の面倒も見てくれる近隣関係、あるいはカイロのバザールでの異業種間仲間関係など、いずれも近代的市民社会関係とは言えない濃密な仲間関係である(コールマン(2006)、210-211頁、初出1988年)。

社会関係資本概念についての二つのアプローチのうち、個人ないし集団によるアクセス可能性の観点から、そしてそのアクセスによる便益性の視点からするアプローチは、一般理論たろうとするあまり、社会関係資本は時代貫通的かつ諸(それゆえに異質な)社会貫通的なものとなっていないだろうか。むしろ社会関係資本とは時代や社会の文脈依存的な性格を持ってはいないか。ある時代・ある社会でその社会の運営を円滑にする社会関係資本が、他の時代・他の社会ではその社会の運営に阻的役割を果たすということもありうると思われる。特にここで社会関係資本と市民社会・市民文化を結びつけて考察する場合、われわれは第二のアプローチ、すなわちある社会のあり方を測る分析概念としての社会関係資本について、見ていきたい。その場合、やはりパットナムの「社会関係資本」論に焦点を当てることとなる。

周知のように、パットナムは“Making Democracy Work”において、1970年州制度導入以降の南北イタリアの行政パフォーマンスを比較し、北部イタリアに効率性・合理性・民主主義的特性が顕著であることを指摘した。そしてその南北の相違の源、すなわち北イタリアにおける「市民共同体の市民性」つまり「市民文化」の源を、12世紀の同地域における自治都市国家の伝統に求めた。彼は言う、「中世北イタリアのコムーネ共和政においては、統治パフォーマンスと経済生活の両面でおびただしい数の改善が行われた。市民的な積極参加の規範とネットワークがそれを可能とした。協同、市民的連帯という水平的な絆を特徴とするこの独特の社会的文脈から、政治・経済の基本的諸制度に革命的变化が生まれ、次にはその世辞的・経済的進歩が市民共同体を強化したのである」。(Putnam(1993)p.129, 邦訳156頁)

もっともこのコムーネ共和主義の伝統が直接現代に連なるのではなく、パットナ

ムによると、「北イタリアの市民的伝統は、過去にもその価値を証明してみせたように、市民が新たな集合行為の問題に取り組む際に活用できる協力の諸形態の歴史的宝庫をなしている。相互扶助協会は、旧来の同業者組織が崩れ落ちた基盤に創出され、次には協同組合、大衆政党が相互扶助協会の経験をうまく利用することとなった。現代のイタリアの環境運動は、これまでのこれらの経験に依るところが大きい」(Putnam(1993), p.174, 邦訳217頁)、というように歴史的には形態転換を経るといふ。しかしそれにしても彼が近代における市民社会的特性の源流を中世の市民的伝統としての市民性＝市民文化に求めていることは確かである。

この議論は日本の読者にとって、むしろなじみ深いものであろう。ある者は増田四郎『西欧市民意識の形成』(1949年)、羽仁五郎『都市の論理』(1968年)を、そしてある者は平田清明『市民社会と社会主義』(1969年)を思い浮かべながら、パットナムのこの議論を読むだろう。だがしかし、中世の市民的伝統が近代の市民的社会関係資本へと流れ込んでいるなどということ、どのようにして証明できるだろうか。中世都市市民社会を現代市民社会論へつなげるかどうかに関しては、多くの疑問もある。

このことを明確に示しているのが、1980年代以降、特に1990年代に展開されたドイツにおける市民社会論議であり、次章ではその展開過程を振り返る。

2. 伝統的都市市民社会か近代市民社会か

1980年代後半から展開されてきたドイツにおける市民社会研究では近代の市民社会概念は伝統的な都市市民社会の継承と見る方向と、そうではなく両者を明確に区切る二つの視点が対立していた。まず両者は市民社会概念を伝統的身分社会と対抗する近代の所産と見る点では一致している。一方の傾向は、次のような論理を提示した。前工業化段階における初期リベラリズムのイデオロギーとしての市民社会概念、すなわち来るべき自立的(家父長)中間身分による「階級なき市民社会」構想として、社会諸階層を引きつけた。しかし工業化の結果、階級分化が進むにおよんで、諸階層を引きつける力を失い、所有階級(市民層)の自己弁護イデオロギーとなった、と。だが、論者たちはリベラリズムの中にある中世都市市民社会の市民の自治意識の伝統を、現代の地方自治の精神に生かそうとする。もう一つの傾向は、中世都市市民社会と近代市民社会を明確に分け、「近代のプロジェクト」としての市民社会構想は、むしろ労働者階級がその実現のための担い手となり、現代ではより一般化しているという。それゆえ、パットナムの議論との比較検討が可能というばかりでなく、そもそも社会関係資本としての市民文化を、いかなるものとして考えるかというわれわれの方法的視点にとっても役立つと思われる。この二つの傾向について、今少し詳細に見ていきたい。

1980年、フランクフルト大学のローター・ガルが「自由主義と“市民社会”、ドイツにおけるリベラル運動の特徴と展開のために」(Gall(1980))と題する一文を書いた。この中で彼は、18世紀末から19世紀初期における伝統的身分社会の弛緩に伴い、この伝統的身分社会と対抗するリベラリズムの社会改革コンセプトを、「職業身分的に組織された家父長的な基礎の下での中間身分の、階級なき市民社会」と規定し、このコンセプトが当時の社会階層縦断的に人を引きつけ、自由主義の改革理念として実効性を持ち得た、と述べた。しかし彼によると、このコンセプトは19世紀後半の工業化による階級分化と共に、ブルジョア階級の利害のイデオロギー的隠蔽のために用いられることになり、社会的な一般的統合力を失っていったという。

ガルの提起した初期リベラリズムのコンセプトは、その前段の「職業身分的に組織された家父長的な基礎の下で」という字句は置き去りにされたまま、後段の「中間身分の階級なき市民社会」の部分が広く受け入れられ、たとえばこのコンセプトの歴史具体的形姿として初期リベラリズムと同時代に勃興したドイツにおけるアソシエーション運動研究へとつながった。1984年にはオットー・ダン編集『ドイツにおける協会と市民社会』(Dann(1984))によって、市民社会関係の具体的な形姿としてのアソシエーションを研究することが提唱され、多くの若手研究者による協会研究が進むこととなった。

市民社会論研究の本格的展開は、1980年代後半、当時ビーレフェルト大学にいたユルゲン・コッカを中心としてプロジェクトと、もうひとつフランクフルト大学ローター・ガルを中心としたプロジェクトが立ち上げられることによって始まった。

まず、ユルゲン・コッカの主導する市民社会研究の特色は以下のとおりである。コッカはガルの提起した「階級なき市民社会」概念を近代のプロジェクトとして理解し、1987年にそれを次のような理念型として定式化した。すなわち「「市民」を主体とする「市民社会」ヴィジョンが成立する。すなわち「いつか国家市民の概念が完全に実現されるであろう将来の秩序のためにふさわしい「市民社会」(シヴィルソサイアティ)という概念が生じた。それはユートピアのための符丁として、また経済的・社会的・政治的秩序のモデルのための符丁として生じた。このモデルは、絶対主義・生まれによる身分的特権・聖職者支配の除去によって、個人の自由と平等の原則を実現し、理性に準拠した人々の共生を、正当に規定された競争の原則(経済的領域では、市場経済)の下で保証し、国家権力をリベラルな法治・憲法国家の意味で法的に制限し、また世論、選挙、代議制機関について成人市民の意志と結びつけるようなモデルである」(Kocka(1987), S.29)。同時に彼は、この近代のプロジェクトがドイツにおいて裏切られ、歪められ、阻害され、そしてその究極の事態としてナチズムが席卷したのであるから、そうしたドイツ近現代史＝「ドイツの特殊な道」を明らかにすることと、市民社会研究は相即不離のものであることを、主張した。こうして市民社会研究プロジェクトは、その担い手、市民層、市民性(＝市

民的規範すなわち市民文化)などをテーマとしつつ、進行していった。

2000年代になって、コッカはハーバーマスにならって、それまで用いていた「市民社会」bürgerliche Gesellschaftという語の代わりにZivilgesellschaftを使うようになり、同時に市場と政治の中間領域にこの市民社会領域を想定するという構成を受け入れた。その上でしかし、「プロジェクトとしての市民社会」という彼のもともとの想定は変化がない。彼もまた現在大方が表象する市民社会を市場と政治の中間に位置する領域概念、すなわち「Zivilgesellschaftは国家・経済と、プライベートの間の社会的自己組織の領域であり、協会の領域・サークル・社会的関連・非政府組織(NGO)の領域であり、公共的な議論・対立と理解の領域であり、諸個人とグループの自立性の領域であり、ダイナミズム・イニシアティヴ・変革の領域である」(Kocka(2001), S.132.)、ことを受け入れつつ、「同時にZivilgesellschaftは原理的に政治的目標観念とプログラムの中心概念」(ebd., S.132)と指摘することを忘れない。このように彼は市民社会を「近代のプロジェクト」として、そして同時に社会的な「叙事的、分析的概念」として「国家、経済、プライベートの間の社会的自己組織空間」として捉えた。

彼にとって特徴的なのは、第一に、この近代のプロジェクトとしての市民社会が、前近代的な都市市民層による都市市民社会と明確に区別されること、第二に、その担い手は、当初は教養市民層や経済市民層であったが、19世紀後半の工業化による階級分化によって、「手工業者層、労働者層、新たに生まれつつあったサービスや職分の担い手グループから、またかつては排除されていたが今や参入を求めるグループと運動、とりわけ女性のそれ」へとシフトしていったという理解、第三に、彼が空間領域としての市民社会を取り込みつつ、市民社会を支える国家と、当の市民社会の切り離せない関係を強調し、「国家なくして市民社会なし」という指摘、これらが挙げられよう。

次にローター・ガルを中心としたフランクフルト・プロジェクトの方も、コッカとほぼ同様の個別テーマ研究によって、自らの「職業身分的に組織された家父長的な基礎の下での階級なき市民社会」テーゼへの肉付けを行ってきた。しかし、ガルの構想は、初期リベラリズムの「階級なき市民社会」プロジェクトが確かに19世紀後半の階級分化によって従来の階層縦断的吸引力を失いはするものの、ドイツ市民層と初期リベラリズムのつながりの系譜を見極めようとするところにあるのであって、コッカのように市民社会をモデル化するのではない。だから初期リベラリズムが19世紀後半に新しい経済市民層と教養市民層によって形成され、担われたとしても、この新しい市民層は決して前近代的な都市市民層と理念上、明確に区別されるわけではなく、伝統的な都市共同体の自治意識を継承するものとして描かれる。恐らくガルには、このリベラリズムの系譜を現代につなげようとの秘めた構想を抱いていると思われる。これは決して単なる推論ではなく、彼は1848/49年革命150周

年のフランクフルト展覧会学術監督として1848年におけるリベラリズムの系譜をワイマール共和国を経た現代につながる一本の連続線として捉えていた。

それゆえガルは、「近代の」プロジェクトとして市民社会を規定するコッカを批判する。ガルによれば、今や“bürgerlich”という語は「一種のメタ・カテゴリー」と化し、「その内容がどのように満たされるかは、定義する力のあるそのつどの観察者に強く依存したある理想的なタイプ」となっているのであり、「この傾向は特にユルゲン・コッカの場合特徴的である。彼の場合、“市民性”という概念はたびたび理想的な目標観念と希望の可能性のカatalogueの色彩を帯びている」(Gall(1993), S.2) というのである。市民社会・市民文化を一つのプロジェクトとして設定するとき、その設定する者によってそのつど「理想的な目標観念と希望の可能性」をそこに挿入できると、ガルは批判するのであり、それ自体はもっともな批判であると思われる。

ところで、ガルの想定する精神的・物質的に自立した新しい市民層は、「都市共和制的伝統」(ebd., S.11) と結びついたりベラリズムの担い手となり、産業化の過程でコッカに対する対抗力を失っていく。彼はその具体的事例として、ある都市市民一家(マンハイムのバッサーマン家)の18世紀終わり頃から19世紀を通じて社会変化に適応した一時例の伝記を著すことによって、このプロセスを描いた。

このガルのパースペクティヴを、フランクフルトとビーレフェルトの両プロジェクトに参加した経験を持つディーター・ランゲヴィーシェが、ガルの陣営から側面支援してユルゲン・コッカを批判した。コッカの提起した市民社会モデルないしプロジェクトは、その成立期の19世紀前半において、それを唱える者すなわち、「新しいタイプの市民社会のモデルの精神で、現代の経済秩序の市場形式的な規制緩和と社会の即時の団体化解消 Dekorporierung を要求する者が、体制秩序のリベラル化に全く疑いを持って反対するかもしれない」ということを看過している、と指摘する。具体的にはプロイセン改革官僚のことである。ランゲヴィーシェに言わせれば、結局のところ、「コッカが「市民社会」モデルのための彼の定義の中でまとめたものは、現実においては、たびたび競合的な目標の中でバラバラになった。それにもかかわらず、様々な「市民性」は「自立性の保持と、できるだけ多くの人々へのその拡大」という理想のかすがいによって結びつけられた。「古い」市民と「新しい」市民という流布している対立関係よりもより有効に期待させる、この結合力を、ガルはバッサーマンの都市における生活空間において、はっきり示すとともに、社会的調和のもとに規定された市民的社會像の統合力が40年代には色あせ、1848/49年革命においてそれがこわれたことをはっきり示した」(Langewiesche (1997), S.85)、ということになるのである。ランゲヴィーシェによれば、それゆえ「古い市民」と「新しい市民」を明確に区分すべきではなく、実際にガルのバッサーマン家研究からは、「ツunft市民層と経済市民層」が対立的であったとは言

えないばかりか、「伝統的な都市市民層を「進歩」の足かせであると説明したりすることに反対することを物語っている」(ebd., S.83.) というのである。

これに対して、コッカはガルの方法が「国家の近代化の業績と都市の近代化の妨害」について語ることにあまりにも少なく、「近代化の動力としての都市の再評価と国家の評価切り下げ」について語ることにあまりにも多すぎると述べて、伝統的都市市民の反近代化傾向を強調することでガルに反批判した。さらに、そもそも少数の都市エリートをもってして市民社会プロジェクトの代表的担い手とすること自体に再考を促す。彼によると、「それは一つの狭い社会層の正当化を目的としたイデオロギーとして役立ったのだろうか」、と疑義を呈することによって、そのユートピアの普遍化要求の担い手—社会的下層の人々—への着目を示唆した (Kocka(1993), S.419)。

このようなコッカとガル (およびランゲヴィーシェ) の市民社会研究に関する議論の終盤の 1999 年 12 月、社会民主党シュレダー政権下で連邦議会調査委員会「市民参加の将来」が設置され、2002 年に報告書が提出されることになった。委員会は報告書とは別に、「叢書」11 巻を同時に公刊した。この委員会の目的は、「ドイツにおける自発的で、公共の福祉を志向する市民的参加の促進のための具体的な政治的戦略と措置について策定する」ことにあった。その場合、市民社会とは「国家、経済、家族」の中間領域での「自己組織化された自発的なアソシエーションのそのネットワーク」として捉えられ、その上で、市民社会を支える国家の役割の重要性を付け加えている。市民参加の活性化によって、「市民は連帯、帰属性、相互信頼の環境を創り出す。要するに市民はわれわれが今日「社会関係資本」と呼ぶものを維持し増加させる」のであり、ひいては市民参加は「政治的徳 Tugend となる。この政治的徳は、“よき市民”を際立たせる。同時にそれは一つの共同体 Gemeinwesen の民主主義的な質のための測定器」となるという (Bürsch(2002), S.8)。

この報告書は、当事社会民主党と緑の党による連立政権下での調査委員会によるものであるとはいえ、委員会は議会の諮問機関であるので、多方向への目配りがなされている。報告書には、市民社会を国家・経済・家族の中間領域に属する市民の活動の場と位置づけながら、市民社会のアクターに企業を加え、かつ市民社会とそれを支える民主主義国家との結びつきを重視しており、また地域における市民コミュニティの理念の尊重などが目を引く。それゆえ、1990 年代に展開されていた市民社会論のガルやコッカを先頭とする議論の成果を、様々に取り込み、社会関係資本の論議も取り入れている。ただし、「近代」市民社会の強化を謳い、国家・経済・家族の中間領域に起きながらも国家の役割を重視する視点は、ガルよりもユルゲン・コッカの視線上にあると言える。事実、コッカは委員会「叢書」の執筆陣に加わっており、「市民社会の担い手としての市民層」なる一文を書いている。屋上屋を重ねることになるが、ここでのコッカの議論を概観しておく。連邦議会調査委員会に

よる『叢書』に掲載された彼の一文はこれまでの研究を簡潔にまとめたものである。

その論稿において、彼はまず「市民」概念を三つに類型化する。すなわち、第一に伝統的都市市民層であり、これは身分社会の解体とともにはっきりとした輪郭を失う。第二にブルジョアジーあるいはミドルクラスという意味での市民層。これは18世紀に生まれた教養市民層と経済市民層であり、19世紀ドイツの経済、学問、文化を特徴づけたが、政治においては影響力が大きくなかった。第三に同じく18世紀に生まれたシトワイアンあるいは国家市民という意味での市民概念。これは同等の権利主体としての概念であり、現在も生きている。

次に「市民社会」概念を二つに類型化する。一つは、あるプロジェクト、ある構想のための規範的な概念であり、「自立的に、かつ自由にアソシエーション（協会）の中で協同し、公共的な討議の中で必要なことを決定し、法と憲法の支配の下で、しかし権威国家による引き回しのない、多面的であることへの寛容と、個々の行為に対する分別を持ち、しかし余りにも大きな社会的不平等がない、そのような社会である」（Kocka(2002), S.16.）。もう一つは社会科学者の叙述的＝分析的概念であり、「社会的空間、つまり国家、経済、プライベートの間の社会的自己組織空間を意味する。それはつまり協会、サークル、社会的 sozial 関連、非政府組織の領域、公共的討議と公共福祉と関連した多かれ少なかれ制度化されたイニシアティブやグループの空間、そして「市民的参加」が特に行われ、全体的なものに力を注ぐような空間」（*ibid.*, S.16）である。

近代のプロジェクトとしての市民社会構想は当初、教養・経済市民層によって担われるが、工業化、近代化にしたがってこの階層は防衛的となり、市民社会構想との密接な結びつきが失われるとともに、より下層の手工業者・労働者、あるいは女性へと担い手が移っていく。今日では市民層ははっきりと輪郭づけすることができなくなっている。コッカはこのように近代における市民層と市民社会概念のアイデンティファイとその結びつき（およびその解体）の歴史的経過を定式化したのであった。

一つ付け加えておくべきことがある。コッカによると、「危機の20世紀は、非常に非市民的な目的のためにいかに市民社会の動員が利用されるかを提示して見せた。例えば、国民的・人種的・反ユダヤ的に方向付けられたワイマール時代の諸運動、すべての同盟、協同団体、サークル、共和国に敵対的な右翼の闘争組織、これらは徹頭徹尾、市民参加の公式基準を満たした。それらは自発的で、国家的に制御されたものではなく、利益や私的な有利さによるのでもなく、一般的な事柄のために社会的に参加した」（S.20）のであり、時代的文脈によってはネガティブな市民社会的参加もありうる以上、それを無批判に賛美することはできないことを強調する。すなわち、良き市民社会の形成には強い民主主義国家が必要であるというの

だ。彼は同時期のある別の論稿の中で、より印象的に次のように言う。「社会民主主義的な視点からすると、人は次のことを強調するだろう。すなわち、強い市民社会は強い国家を必要とするのであり、逆もまた言える」と (Kocka(2001), S.133)。

このような積極的な市民参加による社会関係資本の形成と市民社会の強化は、それを保証する強い国家が必要であるというコッカの認識は、まさしく連邦議会調査委員会の基本的見解でもある。その『叢書』の各巻共通序文の一節 - 「市民社会は、不必要な官僚的な条件によって市民的な参加を規制したり妨害したりせず、むしろそれを守ったり可能にしたりするような、市民社会を支える国家を必要とする」 - は、そのことを示している。

こうして当時の調査委員会や社会民主党主導の政権がドイツにおける社会国家の保持を建前としており、しかしながらこの社会国家そのものが少子高齢化と不況による財政負担増に直面し、それへの対応 (= 補完) として市民参加による社会の活性化が構想されたことは想像に難くない。その意味で、「市民参加」とは「市民負担」という現実として現れうる側面も持っていた (ハルツIV!)。また2009年の政権交代により、今後、委員会の提唱する理念や提言が生かされるのかどうか、不透明である。しかし、ドイツにおいて1980年代後半からの市民社会論議が、2000年代に「市民社会の強化」という形で公共の議論へと拡大したことの意義は評価したい。

パットナムの社会関係資本概念は、明らかに近代市民社会的関係性を内実としている。しかし彼はその系譜を中世以来の伝統的都市コミュニティに求めた。ドイツで現在まで論じられてきた市民社会論は、パットナムと同様に「近代」市民社会・社会関係資本・市民文化に焦点を当てており、にもかかわらずその場合、パットナムと異なり伝統的都市市民社会とは区別する。そもそも市民社会論がアダム・スミス以来、まずは伝統的共同体的社会関係に対して「新しい」社会関係のモデルを提起してきたことを振り返ると、中世都市市民社会を安易に近代市民社会とつなげることには、筆者も大いに疑義がある。ローター・ガルの方法は、仮にドイツあるいはせいぜいヨーロッパで適用可能であるとしても - もちろんユルゲン・コッカは適用できないと反論するはずだが - 都市市民社会の伝統のない世界のその他の地域への広がりを持たない。その点で、例えば世界銀行の開発援助戦略において「市民社会の強化」を設定しうるのは、市民社会・社会関係資本・市民文化が伝統的社會関係とは異なった、固有に近代的刻印を帯びつつ、普遍的な価値として捉えるからこそ、ではないか。

しかし、近代市民社会の普遍化が無媒介に語られるとき、発展途上国における現実に直面した場合、様々な問題が乗じるであろうことは、即座に予想される。この点を次章で考察したい。

3. 近代・市民社会 = 社会関係資本の批判的再検討

市民社会を「近代のプロジェクト」として捉えた場合、その市民社会を形成する人々の社会的諸関係としての社会関係資本とは、開かれた・架橋的性格のものであるということになる。もっとも、経済・社会・政治の効率性にとって有用か否かという視点から社会関係資本を考察する場合、それが近代的刻印を帯びているかそうでないかという問題に必ずしも初発から遭遇するわけではない。しかし、たとえば市民社会・社会関係資本・市民文化を社会状態の尺度としての視点を採る場合、その尺度は近代的刻印を帯びているかどうかは大きな問題となる。異なる社会の国際比較をする場合、それは明らかだ。異質な社会間の「市民社会・社会関係資本・市民文化」をどのように比較するのか。より具体的には、「市民社会の強化」なるスローガンは、先進国による第三世界の開発援助プロジェクトでどのように適用されるのか。このような場合、「市民社会・社会関係資本・市民文化」の概念吟味がまず前提的作業にならざるをえない。それゆえ「近代のプロジェクト」としての市民社会論の枠内において、第一にその概念の再検討と、第二に特に異質な社会観の比較において生じる困難について考察することは重要である。

市民参加を通じて社会関係資本の形成と市民社会の強化を提案するドイツ連邦議会調査委員会「市民的参加の将来」叢書が2002年に公刊された2年後の2004年、この叢書の論調を強く意識した『市民社会と社会関係資本』(Klein, Ansgar / Kristine Kern / Brigitte Geissel / Maria Berger(2004)). が出版された。この書に編まれた諸論文は、「市民社会・社会関係資本・市民文化」の再検討を行おうとしている点で、本論の文脈上、興味深い。

まずこの書の編者たちは「市民社会・社会関係資本・市民文化」概念の批判的再検討をどのように行おうとしているのか概観していく。

彼らは、パットナムの中心的論点を、「自発的アソシエーションにおける信頼形成、そこで獲得された信頼の社会的・政治的統合への効果」ないし両者の関連性に注目したところにあると指摘した上で、「パットナムには市民社会論議において、常に際立った市民社会のディメンジョンすなわち政治的社会的ディメンジョンが欠けているのであり、……余暇やスポーツの領域でのむしろ非政治的協会から政治的信頼へのパットナムにとっては不可避の移行は、彼のすべてのコンセプト上に起こる諸問題を有しており、これが注目の中心にあるのではなく、むしろ政治的制度あるいはまた社会的諸制度の、参加が開かれた形態の方に、政治的信頼のためのより大きな意義が認められるべき」(Ansgar Klein/Kristine Kern/Brigitte Geissel/Maria Berger(2004), SS.9-11.)なのであり、連邦議会調査委員会はこの観点を有しているという。

その上で、結論的には「第一に、“良き市民社会”と“ポジティブな”社会資本の形

成は、様々なコンテキストで様々な形でなし得るということであり、第二に、一方で市民社会的ネットワークとアソシエーションへの参加と、他方での社会的・政治的統合の間の、自動的な関連は存在せず、第三に、社会的・政治的統合にとって、とくにグループ間の架け橋が作られるようなアソシエーションの促進は意義のあることのように思える。なぜなら、そうであってのみ、社会資本のポジティブな作用（相互支援、コーポラティブな行為、信頼形成、制度的効果）が最大化されうるし、ネガティブな作用（党派やセクトの形成、エスノセントリズム、腐敗）が最小化されうるからである。」(ebd., S.13)

要するに、編者たちによれば、パットナムの提示するような、自発的アソシエーションから社会的・政治的統合へ、という幸福な連関は必ずしも一般的・自動的なものではなく、それは社会的コンテキスト依存的であり、問題の中心はむしろ参加の開かれた政治的・社会的諸制度にあるというのであり、そのためにグループ間の架け橋が造られるようなアソシエーション促進に意義を求めている。

この総論を見る限り、この書の執筆陣が市民社会論・社会関係資本論を最初から全面的に拒否した議論を展開しようとしているわけではないことが分かる。ただし、彼らがこのテーマの現代的論調に強い批判意識を持っている。この書は、ドイツの出版物ということもあって、社会関係資本としてのエスニック・グループの社会・政治的統合機能についての調査研究、また旧東独諸州の行政アクターの特性調査などが多くあるが、以下では、それらの諸論文よりも、より一般的な「市民社会」概念への批判、あるいはその概念をもってする開発援助の手法についての批判について概観する。

執筆陣の一人デトレフ・ポラックは「民主主義における市民社会と国家」(Pollack, Detlef(2004), "Zivilgesellschaft und Staat in der Demokratie")の中で、市民社会概念の再検討を行なっている。その事情はこうだ。近年生じている市民社会論ルネサンスの背景には次のような状況が存在する。すなわち、「発展した近代において、政治システムのコントロール能力が後退していること、社会国家が負荷能力の限界に陥っていること、労働市場がほとんど解決不能の諸問題の前にあること、民主主義的諸制度がその支えと正統性を失っていること。そこで市民参加、名誉職、市民活動が、過剰な要求をされている諸制度の重荷を軽くするために必要である活動だろうということになった」(Pollack(2004), S.23)。こうした現実に直面し、今や「公共的な責任とゲマインシャフト関連の課題を引き受ける心構えは、社会国家と民主主義が機能発揮するための不可欠な前提である。市民権の活発な利用と社会的参加なくして、また市民意識と公共福祉指向なくして、民主主義は生き残れないというわけである」(ebd., S.23)。われわれはこのとき、先述の連邦議会調査委員会提言を想起することができる。「市民は、社会的生活のすべての領域のなかで、日々、自らの自発的な参加によってわれわれの社会の結合力を新たに作る。市民は連帯、帰属

性、相互信頼の環境を創り出す。要するに市民はわれわれが今日「社会資本」と呼ぶものを維持し増加させる。すなわちそれは一つの社会のメンバー間の結びつきであり理解であり、共同で分け持つ規則、規範、価値の信頼性であり、そしてもちろん国家制度への信頼である」(Bürsch(2002), S.8.)

ポラックはこれに対する反論を紹介して、自らの意見を代弁させている。すなわち、「市民参加が、社会国家と民主主義の危機に陥った諸制度のための、枯渇することのない資源とか穴埋め役としての社会的能力 *Leistung* であるというような観点の下で扱われることは許されない」(Pollack(2004), S.24.) のであり、こうした「市民参加の道具化」の進行する現在にあって、「どうも市民社会の理論からは、根本的な体制批判が期待されていないようである」(ebd., S.25.) と、彼は言うのである。

たしかに市民社会論議の代表者たちは(ここで彼はハーバーマスを想定している)、*「その国家批判的、市場批判的、体制批判的見地をあきらめたわけではない。彼らは、民主主義的ゲマインヴェーゼンが機能するために市民社会的参加が必要であるという考察の中で、体制批判的視点に言及している」*のだが、現今の市民社会的規範の論議は「その元々の衝撃を保持しようとはするが、それを半分すでにあきらめ、国家と経済が唯一支配的諸力になるに任せないという関心事で満足しているような、弱々しい良心による規範主義」(ebd., SS.25-26) となっている、このようにポラックは指弾する。

彼はこうして、体制の側からする市民社会の「道具化」と平行して、現代市民社会論者の側からの体制批判の衝撃力撤回という現状に対して、「市民社会」概念を再検討しようとする。しかしその市民社会概念は、別に特異なものではない。それは国家と経済の領域から区別された公共性の空間であり、そこで様々なアソシエーションが個人の利害を超えて自由な、つまり支配から自由な活動が展開される場であり、それが政治・経済にポジティブな影響を与えうる、という概念的枠組は特段に目新しいところは全くない。ただし力点が国家、経済、家族からの自律 *Autonomie* に置かれ、そこで行なわれる公共的な行為は複数であるということということが強調される。その意味で彼の場合、市民社会を支える国家の役割を強調し、この国家と市民社会の関連を謳う連邦議会調査委員会のスタンスとは異なる。また市民社会における諸行為が複数である以上、市民社会は何らかの統一体であることを当然にも意味しない。すなわち「市民社会は統一的な規範的プロジェクトではない」(ebd., S.30) のである。

ただしポラックの議論は市民社会の体制批判的契機を忘れてはならぬ、というところこそ主要な論点があるのであり、市民社会論の枠組が特段変わっているわけではない。それゆえ、彼が最後に市民参加の可能性について論及するとき、その可能性を増大させる条件として挙げているものは、市民社会的規範(寛容、妥協の用意、他者への尊重)とリベラルな法治国家なのであり、結局のところ連邦議会調査

委員会の見解と異なるわけではない。だが、現今の市民社会論の多くが社会統合作用や国家との親和性を論じ、あるいは社会関係資本論が行政・経済パフォーマンスの効率性との観点を前提する傾向の中にあつて、彼を含めたこの書のように、市民社会論がもともと有していた体制批判のポテンシャルを再度強調することの意味は軽視されるべきではない。

市民社会を統一的な規範的プロジェクトとして捉えないこの書は、複数の市民社会=社会関係資本への論究をしている。数多くの論稿の中のローラント・ロートによる「市民社会の影の側面、民主主義の市民社会的基礎付けの限界」(Roth(2004), SS.41-64)は、ネガティブな側面をもつリアルな市民社会=社会関係資本を認識せよと主張する。

ロートの問題提起はこうである。社会関係資本は、「信頼の置ける関係と社会的ネットワークによって社会的統合を促進する。契約関係の彼岸にある協力の心構えと信頼による経済的發展を支える。自己組織、公共心、政治的信頼によって民主的潜勢力を強める」(ebd., S.42)と言われるが、しかし社会関係資本は「必ずしも政治制度における信頼を涵養するとは限らない。ここで、問題をはらんだ事例として連邦新諸州が挙げられるだろう。これらの州では、アソシエーションと協会の厚みは、統一後、明白に増大したが、他方、社会的・政治的信頼はドラスティックに減少した」(ebd., S.44)ではないか。

彼によれば、社会関係資本論の掲げる「良き市民社会」と同時に、「悪しき市民社会」が存在するのであり、この現実、かのパットナムの「結合型」と「架橋型」社会関係資本の二分法で捉えきれるものではなく、架橋型でも悪しき市民社会は存在するという。嫌悪・不寛容・人種主義・反ユダヤ主義を内包・促進する市民社会は、ドイツにおいてワイマール期だけではなく、現在においても存在している。ロートがそのように指摘するとき、彼は現代ドイツにおける極右の存在を想定しながら考察を進めている。

しかもこの「良き市民社会」も「悪しき市民社会」も国家、経済、家族から影響を受けているという、当然といえば当然のことをロートは指摘している。この指摘は、彼自身も引き合いに出していることだが、連邦議会調査委員会「市民参加の将来」においても、ロートとは異なった意味においてはあつたが、市民参加の支持と促進を行う「強力な国家」と市民社会との密接な関連を強調し、かつ市民社会のアクターとして企業を加えている。

ロートの場合もっと広く、市民社会と区別される他のすべての領域の社会関係資本形成能力、そして市民社会への影響力を強調するのである。たとえば「普通の労働状況の枠内での、安定した就業は、普通は市民社会的参加を促進する。これに対して、失業、貧困は破壊的に作用する。他方、労働権と社会政策は、これらのネガティブな作用を「補修的に」衝撃を緩和する。市民的・政治的・社会的市民権の

国家の保証は、市民的自己組織に貢献する、他方、保安国家的な市民権制限（たとえば集会・デモ・結社・組織禁止）は破壊的に作用しうる」（*ibd.*, S.52）のであり、家庭における両親の態度は子供にポジティブないしネガティブな影響を与える。

特にドイツにおける「悪しき市民社会」としての極右の場合、「ネオリベラルなグローバル化プロセスや、それに伴って生じる社会的不平等によって、移民と逃亡が非常に増大してきた。同時に、経済的な立地やそれと結びついた社会的安全は競争圧力下に陥る。潜在的な敗者が結びつきを求めただけでなく、社会的な中間層に至るまで他人を押しおのけようとするメンタリティや福祉排外主義が広がった。これはネオポピュリズムの政治事業者に共鳴板を作り出した」（*ibd.*, S.56）。その意味で、市民社会・社会関係資本は、概念上、国家、市場（経済）、家族の彼岸にあるわけではないし、市民社会的な能力としての社会関係し本名医師信頼を生み出すのは市民社会領域だけではないのだ、とロートは主張する。

それゆえリアルな市民社会を見るためには、「一つは市民社会領域自体の体制、つまりその市民のおよび非市民あるいは反民主主義的傾向への冷静な視線、もう一つは市民社会の周りの領域からの（市民社会を）支持したり破壊したりする影響の認識から、トランスナショナルな展開に至るまでの認識。」（*ibd.*, S.57）を必要とすることになる。

ではロート自身は市民社会・社会関係資本に何らの期待も持っていないのだろうか。そうではない。彼が市民社会に期待するのは、第一に、*bad civil society* の成長してきたとき、「市民社会の規範的要求の自己破損が度を超えないようにするため」の「埋め合わせ運動」*movements of civil repair*、あるいは「非市民的な展開を押し返す」役割であり（*ibd.*, S.58）、第二に、東欧の反体制運動や、新しい社会運動としての急進的変革運動の持つプロテストのような体制批判的な諸運動である。すなわち「重要なのは、社会的平等と正義という基本的な要求、市民的・政治的・社会的市民権という基本的な要求を堅持すること、それ抜きには民主主義的市民社会は考えられない」（*ibd.*, S.58）。ポラック同様、市民社会の批判的ポテンシャルへの期待、これが彼の本意である。

4. 近代・市民社会 = 社会関係資本の直面する困難

さて、先に紹介したポラックやロートが言うように、市民社会が統一的な規範的プロジェクトではないとしたら、統一的な規範的プロジェクトとして市民社会を想定したうでの異質な社会間の比較は困難にとどまらず、そもそも意味をなさないことになる。本節で提起した第二の問題点としての異質な社会間の比較の問題について、同じこの書の中で興味ある問題提起を行っている一論文に注目したい。「必要な幻想、国際的開発協力における市民社会規範の役割のために」（Heins(2004)）

を寄稿しているフォルカー・ハインスは、ドイツ本国のキリスト教系国際 NGO から、そのインドにおけるパートナー NGO の第三者評価委員として現地に赴いた政治学者である。現地での経験を基礎とした彼の考察は、第三世界における「市民社会の強化」理念が幻想であると断じる。

彼の現状認識によると、「市民社会」とは「その中で、国家の指令に対する最小限の自律 *Autonomie* が、共同生活の基本問題に関する市民的コンセンサスの形成や、政策決定の担い手の影響賦与の効果的な道具の使用をとまなうような公共的な空間」(ebd., S.90) として理解されるとすれば、この「強化された民主主義における公的な活動の自己記述」概念から、今や「市民社会」という語は世銀レポートの開発援助における戦略的概念へと転換しているという。彼の皮肉な表現によると「国家も合法的経済も機能せず、結局、国家秩序と経済秩序の「間の」守るべき公共空間の問題もまったく存在しないような地理的な領域への介入主義的なプログラム定式へと転換した」(ebd., S.86) ということになる。

彼に現地のパートナー NGO 評価を依頼したドイツの組織は、資本のグローバル化とそれによる第三世界農業の打撃に対して反対をし、発展途上国の「市民社会の強化」と現地パートナー NGO の「自律」を目的としているという点で、まったくの善意に基づいている。

彼はしかしこの目的は現実的なのだろうかと問いかける。「無数の NGO が南の諸国において、そこから民主主義的な発展の起動力が創出されるような、理想的な動機・社会的つながり・実際に役立つ理念の生まれる液体（原始スープ）をかき混ぜることに、実際に寄与するのだろうか」(ebd., S.89) という問いが立てられるのである。これに対する彼自身の答えは否定的である。

彼はパートナー NGO のメンバーと現地農村の集会に参加したときの経験を語る。「そこでは「グローバル化」と南の大きな農業国への西欧の特許・商標保護権拡大とに反対する *Netzwerk*（現地のパートナー NGO ……筆者）のコスモポリタ的なジャーゴンと、居合わせた専ら男性の農民たち（彼らは唯一の、遠く外国に置かれた主要な害悪に対する戦いを熱心に支持する人々だが）、この二つの間の隔たりがはっきりした。慢性的水不足、地方の作物買い付け人による価格抑制のような問題が多くの人にとって、国際的組織の特許法よりも差し迫ったテーマだったのである」。

(ebd., S.95) 彼の実感は、「市民社会の強化」の前に、「平均以上に高い文字の読めない人の比率、露骨な女性差別、弱い国家の無能力といったような現象に、基本的な関心を国際的な交渉の中で気づくこと、このことへの救援が求められている」(ebd., S.96) だろうというものであった。

さらに現地 NGO の自律について、この言葉が彼の依頼主組織の言うように、「第一に、それ自身の存在の鍵になる問題に関する決定権が、尊重されるような諸グループと国家の自立性を意味する。第二に、「南のパートナーの自律」という言葉

は、そのアイデンティティ、すなわち「西欧の」影響、テクノロジー、開発モデルから守られるべきアイデンティティを意味する」(ebd., S.93) とすれば、これまた現実とはかけ離れていると彼は言う。そもそも「ヨーロッパ外のNGOが、たびたびはるかに不愉快な自分の国の官公庁よりも、ほとんど意識的に外国のスポンサーによって自らに課せられた他者依存 Heteronomie の方を好み、そのことをインタビューでも公言する」(ebd., S.96) という状況がある以上、ヨーロッパのNGOによる現地パートナーの自律への期待は理に合わない。しかも現地では「権威は人格的な威信や年功、数多くの被護者の忠誠、背後からの巧みな政治的操作などに基づいているのである。市民社会規範(リベラル政治理論においても同様だが)が構想するような、国家と社会の役割の構造的な分化は、結局はすべての権力が「疑似国家 parastaatlich」というにふさわしいような社会の中では、行われぬ」(ebd., SS.96-97)。彼はこのように断じる。彼は委任された評価報告書に、こうした現実を盛り込んだが、それはどこかの段階で握りつぶされたとのことである。

そうだとしたら、国家と社会の役割の構造的な分化を前提とする市民社会の強化は、皮肉にも「市民社会規範を傷つけることによって達成される。市民社会の強化は、国家の強化、すなわちこれらの地域においては近代的な国家論による基本的な「文明状態」を再建し保持するような、拘束力ある統治の実行抜きには手に入らない」(ebd., SS.98-99) というパラドクスの前で立ちすくむというのである。こうして「市民社会の強化」というスローガンは、「われわれがその大きさを意識すれば尻込みをするであろうような避けがたい課題に着手するためのきっかけになるものである。この定義は、非常に困難な諸条件のもとでのストレス軽減の機能と活発な行動を可能にする機能を強調する」(ebd., S.98) のに「必要な幻想」としての役割をなしていると言えなくはない。彼の論文のタイトル「必要な幻想」とはこの意味においてである。

しかし、筆者ハインスは、だからといって「市民社会規範」そのものを捨て去ろうというのではない。彼は論稿の締めくくりとして次のように言う。「幻想を持たない者は、今日すでに危機的地域における平和確保、忘れられた人々のヒューマニスティックな緊急援助に向けた、開発協力予算の大部分の「振り分け」を要求している。「自己統治のための援助」はこの次の局面のモットーでありうるだろう」(ebd., S.99)。すなわち、まずは第三世界における喫緊の諸問題解決のための援助、そして「市民社会の強化」は「次の局面のモットー」であるというのだ。同論文サマリーの表現を借りるとこうである。「市民社会」が、非常に不均等な組織アクター間の交流を規制するような、ある規範へと転換することは、その儀式的なフィクションにもかかわらず、例えば広く存在する別々の世界部分における問題解釈と行動展望の接近のために恐らく寄与するだろう」(ebd., S.283.)、と。

第三世界における「市民社会の強化」戦略そのものは、長期的には承認するとし

ても、短期的な現実解決が優先されるべきであり、それが無い場合は「市民社会の強化」とは一つの「必要な幻想」であるとするハインスの議論は、アイロニーに満ちている。このようなアイロニーに陥らないためには、われわれはアジア諸国における社会関係資本をどのように分析していくことが可能なのだろうか。

ユルゲン・コッカは市民社会の東西ヨーロッパ比較への方法的視点として、次のように言っている。「Zivilgesellschaftは様々な文化・国・地域の中で、それぞれ異なった様式で歴史的姿をしていたのであり、様々な規模で戦われ、常に部分的にかつ時として中断と後退に脅かされてきた。……Zivilgesellschaftへの一つの道をノーマルな道として、他の道を逸脱として宣告する代わりにZivilgesellschaftへの異なった道のりを典型的に分析すること」(Kocka(2000), S.28)

われわれが東アジア諸国における社会関係資本の具体的有り様を観察するとき、近代のプロジェクトとしての市民社会・社会関係資本(市民文化)とはまったく異質の(あるいは類似の)伝統的社会諸関係(文化)を見いだすだろう。そのとき、ハインスのように、市民社会規範・市民社会強化という符牒とは未だ相容れない現実を前に、アイロニーに満ちたまなざしで立ちすくむべきではない。

1980年代以降、東アジア諸国は急速な経済発展を果たしてきた。そしてその過程において、政治的にも大きな変容を見せてきている。短期であれ長期であれ、東アジア諸国は市民社会化への途上にある。われわれは異なった社会における文化・規範の異質性をまず認識し、これまでの伝統的文化・規範が政治・経済の変容にどのような意味を持ち、あるいは持たなかったのか、そして政治・経済の近代化の途上で、その背景にある社会関係資本が意味転換をなしているのかどうか、そして意味転換がなされているとすればどのようになされているのか。「市民社会・社会関係資本の現実とその変容・意味転換」を念頭においた分析する必要があるだろう。

「市民社会－社会関係資本－市民文化」引用・参考文献

Bürsch, Michael(2002), "Vorwort, Fuer eine starke Buergergesellschaft", in der *Schriftenreihe der Enquete-Kommission Zukunft des Bürgerschaftlichen Engagements Deutscher Bundestag*, Bd.4, hrsg. v. Deutsche Bundestag.

Coleman, James.S.(1990), *Foundations of Social Theory*, The Belknap Press of Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, and London, England. 久慈利武監訳(2004)『社会理論の基礎(上)』、青木書店。

コールマン(2006)「人的資本の形成における社会関係資本」、野沢慎司編・監訳『リーディング

ス・ネットワーク論-家族・コミュニティ・社会関係資本-』、勁草書房

Dann, Otto (1984) (hrsg.): "Vereinswesen und bürgerliche Gesellschaft in Deutschland", *Historische Zeitschrift*, Beiheft 9 (Neue Folge), Oldenbourg, München

Gall, Lothar (1980), "Liberalismus und "bürgerliche Gesellschaft", zu Charakter und Entwicklung der liberalen Bewegung in Deutschland", im "*Liberalismus*", hrsg.v. Gall, L., Verlagsgruppe Athenaeum / Hain/Scriptor / Hanstein

- - (1993), "Stadt und Bürgertum im Übergang von der traditionellen zur modernen Gesellschaft", *Historische Zeitschrift*, Beiheft 16 (Neue Folge), R. Oldenbourg Verlag, München

- - (1997), "Bürgertum und bürgerlich-liberale Bewegung in Mitteleuropa seit dem 18. Jahrhundert", Lothar Gall (Hrsg.): *Historische Zeitschrift* Sonderheft 17, R. Oldenbourg Verlag, München

羽仁五郎 (1968年) 『都市の論理』 勁草書房

Heins, Volker (2004), "Notwendige Illusionen, Zur Rolle der Zivilgesellschaftsnorm in der internationalen Entwicklungszusammenarbeit", in der *Zivilgesellschaft und Sozialkapital, Herausforderungen politischer und sozialer Integration*, VS Verlag für Sozialwissenschaften, Wiesbaden

平田清明 (1969年) 『市民社会と社会主義』 岩波書店

Klein, Ansgar / Kristine Kern / Brigitte Geissel / Maria Berger (2004), *Zivilgesellschaft und Sozialkapital, Herausforderungen politischer und sozialer Integration*, VS Verlag für Sozialwissenschaften, Wiesbaden

Kocka, Jürgen (1987) "Bürgertum und Bürgerlichkeit als Probleme der deutschen Geschichte von späten 18. zum frühen 20. Jahrhundert", hrsg. v. Kocka, *Bürger und Bürgerlichkeit im 19. Jahrhundert*, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen

- - (1993), "Kommentar", 1993, *Historische Zeitschrift*, Beiheft (Neue Folge), Bd.16, R. Oldenbourg Verlag, München

- - (2000), "Zivilgesellschaft als historisches Problem und Versprechen", in der *Europäische Zivilgesellschaft in Ost und West, Begriff, Geschichte, Chancen*, Hildermeier, Manfred / Jürgen Kocka / Christoph Conrad (Hg.), Campus Verlag, Frankfurt / New York

- (2001), "Zivilgesellschaft und die Rolle der Politik. Thesen und Fragen", in der *Interventionen. Der Historiker in de öffentlichen Verantwortung*, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen
- (2002) "Das Bürgertum als Träger von Zivilgesellschaft – Traditionslinien, entwicklungen, Perspektiven", in der *Schriftenreihe der Enquete-Kommission Zukunft des Bürgerschaftlichen Engagements Deutscher Bundestag*, Bd.4, hrsg. v. Deutsche Bundestag.

Langewiesche, Dieter (1997) "Bürgertum und bürgerlich- liberale Bewegung in Mitteleuropa seit dem 18. Jahrhundert", Lothar Gall (Hrsg.): "*Historische Zeitschrift* Sonderheft 17", R. Odenbourg Verlag, München,

増田四郎 (1949年) 『西欧市民意識の形成』 春秋社

宮川公男・大守隆(編)(2004年) 『ソーシャル・キャピタル—現代経済社会のガバナンスの基礎』、東洋経済新報社

Ostrom, Elinor u. Ahn Toh-Kyeong (2002), "Soziales Kapital und kollektives Handeln : Eine sozialwissenschaftliche Perspektive auf soziales Kapital", in der *Schriftenreihe der Enquete-Kommission Zukunft des Bürgerschaftlichen Engagements* Bd.2 , hrsg. v. Deutsche Bundestag.

Pollack, Detlef (2004), "Zivilgesellschaft und Staat in der Demokratie", in der *Zivilgesellschaft und Sozialkapital, Herausforderungen politischer und sozialer Integration*, VS Verlag für Sozialwissenschaften, Wiesbaden

Patnam (1993), *Making Democracy Work, Civic Traditions in modern Italy*, Princeton University Press. 河田潤一訳 (2001年) 『哲学する民主主義』、NTT出版